

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 株式会社大丸松坂屋百貨店 松坂屋静岡店
- (2) 届出日 平成 27 年 9 月 29 日
- (3) 届出内容 法第 6 条第 2 項に基づく変更届
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の変更

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の位置及び構造等の交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。